

議案第 14 号

日出町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について

日出町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 2 月 15 日 提 出

日出町長 本 田 博 文

日出町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

日出町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和 42 年日出町条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「非常勤の消防団員（以下「団員」という。）」を「消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）の規定に基づき、日出町消防団員（以下「消防団員」という。）」に改める。

第 2 条中「団員」を「消防団員」に改める。

第 3 条中「消防団長」を「日出町消防団（以下「消防団」という。）の団長」に、「日出町長」を「町長」に、「その他の団員」を「団長を除く消防団員」に改め、同条第 1 号中「当該消防団の管轄区域内」を「町内」に改める。

第 4 条中「団員」を「消防団員」に改め、同条第 3 号を削る。

第 5 条中「団員」を「消防団員」に改め、同条第 2 項第 2 号を同項第 3 号と

し、同項第 1 号中「又は第 3 号」を削り、同号を同項第 2 号とし、同項に第 1 号として次の 1 号を加える。

(1) 死亡したとき、又は所在不明となったとき。

第 6 条第 1 項中「団員」を「消防団員」に改め、同項第 1 号中「消防」を「消防団」に改める。

第 7 条中「団員」を「消防団員」に改める。

第 8 条中「団員」を「消防団員」に改め、同条ただし書中「水火災その他の災害」を「災害（水火災、地震等の災害をいう。以下同じ。）」に改める。

第 9 条中「団員が」を「消防団員が」に、「その他の団員」を「団長を除く消防団員」に改め、同条ただし書中「団員」を「消防団員」に改める。

第 10 条及び第 11 条中「団員」を「消防団員」に改める。

第 12 条及び第 13 条を次のように改める。

(報酬の種類)

第 12 条 消防団員の報酬は、年額報酬及び出動報酬とする。

(年額報酬)

第 13 条 消防団員に別表第 1 に定める額の年額報酬を支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、停職者の年額報酬は、同項に定める額から、停職の期間が 1 月の場合にあつては当該年額報酬の 12 分の 1 の額、1 月未満の場合にあつては当該年額報酬を日割により計算した額を減じた額とする。
- 3 年額報酬の支給は、任命された日の属する月から始め、退職をした日の属する月で終わる。この場合の年額報酬は、第 1 項の規定にかかわらず、同項に定める額を月割により計算した額とする。
- 4 年額報酬の支給を受けている消防団員につき、階級の変更があつた場合における年額報酬の額の改定は、当該消防団員の階級の変更があつた日の属する月から行ふ。この場合の年額報酬は、第 1 項の規定にかかわらず、同項に定める額を階級の変更の前後の期間に応じて、それぞれ月割により計算した額を合計した額とする。
- 5 前 3 項の規定により支給する年額報酬の額に 1 円未満の端数が生じたとき

は、これを切り捨てるものとする。

- 6 年額報酬は、10月及び4月の2期に、それぞれ前月までの分を支給する。
ただし、退職した消防団員については、支払期月でない月であっても、支給するものとする。

第15条第1項中「団員」を「消防団員」に、「その者の」を「、その者の」に改め、同条第2項中「別に定める」を「、大分県消防補償等組合退職報償金条例（昭和41年大分県消防補償等組合条例第2号）の定めるところによる」に改め、同条を第17条とする。

第14条第1項中「団員」を「消防団員」に改め、同条第2項中「別に定める」を「、大分県消防補償等組合公務災害補償条例（昭和39年大分県消防補償等組合条例第1号）の定めるところによる」に改め、同条を第16条とし、第13条の次に次の2条を加える。

（出動報酬）

第14条 消防団員が別表第2の左欄に掲げる職務に従事した場合は、その職務の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める額の出動報酬を支給する。ただし、次条第3項の規定により一般職の職員の例による日当が支給される場合は、支給しない。

- 2 出動報酬は、8月、12月及び4月の3期にそれぞれ前月までの分を支給する。

（費用弁償）

第15条 消防団員は、別表第2の左欄に掲げる職務に従事した場合は、その1回につき、それぞれ同表の右欄に定める額の費用の弁償を受けることができる。ただし、第3項の規定により旅費が支給される場合は、受けることができない。

- 2 前項の費用の弁償をする方法は、出動報酬の支給の例による。
- 3 第1項に規定するもののほか、消防団員がその職務のため旅行した場合は、団長にあっては職員等の旅費に関する条例（昭和59年日出町条例第6号）の規定による町長、副町長及び教育長の旅費相当額、団長を除く消防団員に

あつては同条例の規定による一般職の職員の旅費相当額を日出町職員の旅費の支給の例により支給する。

附則の次に次の２表を加える。

別表第１（第１３条関係）

階級	年額報酬の額
団長	１１５，０００円
副団長	８３，０００円
分団長	６０，０００円
副分団長	３７，０００円
部長	３４，０００円
班長	２５，０００円
団員	２３，０００円

別表第２（第１４条、第１５条関係）

職務	出動報酬の額	費用弁償の額
災害に係る出動	１回 １，８００円	１回 ５００円
救助又は捜索に係る出動	１回 １，８００円	１回 ５００円
訓練に係る出動（団長の命令によるものに限る。）	１回 ２，５００円	—
消防団の組織運営等に関する会議	—	１回 ５００円
その他町長又は団長の命令による出動	１回 １，８００円	１回 ５００円

備考 災害に係る出動及び救助又は捜索に係る出動について、その出動が４時間を超えた場合の出動報酬の額は、その超えた４時間までごとに１，８００円を加算する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和４年４月１日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第１２条から第１５条までの規定は、この条例の施行の日以後の職務に対する報酬及び費用弁償について適用し、同日前の職務に対する報酬及び費用弁償は、なお従前の例による。

理 由

消防団員に係る報酬及び費用弁償に関する規定の整備をしたいので、提出する。